北塩原村こども･子育て計画の変更

令和７年１２月
保健福祉課
（資料８－３）

第5章 教育･保育事業及び子ども･子育て支援事業
⑳満三歳以上限定小規模保育事業

【内容】
満三歳以上限定小規模保育事業の創設（令和8年度）に伴う追記

【根拠】
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第 29 号。以下「改正法」という。）による満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第164 号）第6条の3第 10 項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の創設に伴う市町村子ども･子育て支援事業計画（子ども･子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第1項に規定する市町村子ども･子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）の変更について、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」（令和7年9月 29 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において示された。

【対応】
改正後の子ども･子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する以下の事項を新たに定める必要がある。

ア　第六十一条 第2項第1号ロ
各年度の当該教育･保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

イ　第六十一条 第2項第1号ホ
各年度に当該教育･保育提供区域において実施しようとする教育･保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ウ　第六十一条 第2項第4号
子どものための教育･保育給付に係る教育･保育の一体的提供及び当該教育･保育の推進に関する体制の確保の内容

【追加箇所】

新旧対照表

新	旧
第5章 教育･保育事業及び子ども･子育て支援事業 ⑳満三歳以上限定小規模保育事業 集団生活を苦手とする子どもたちのニーズに応じた保育や個別のニーズに応じたきめ細やかな保育を行うことで、新たな選択肢が増え、子ども一人ひとりの個性を尊重した、より丁寧な保育が提供可能となる令和8年度から開始される事業です。 本村においては、預かり保育を実施していることから、本事業の実施については慎重に検討をする必要があります。 単位：人	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	－	0	0	0	0